

青森県告示第百八十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の第三第二項の規定により、平成二十二年地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十二年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	大字細越字外長沢の一部	平成二十二年六月二日から平成二十三年三月三十一日まで
弘前市	大字下湯口字扇田、字村元	
八戸市	大字鮫町字冷水の一部、字小長根、大字根城字牛ヶ沢	
五所川原市	大字飯詰字石田の一部、影日沢の一部	
むつ市	小川町一丁目の一部、金谷一丁目の一部、松山町の一部、大字田名部字松山の一部	

青森県告示第百八十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年十一月四日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十二年五月二十六日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までおいらせ町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十二年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

上北郡おいらせ町東下川原一〇一から二五の二四に至る地先公有水面

2 区域

次の ① の地点から ② の地点までを順次に直線で結んだ線及び ① の地点と ② の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四〇度三六分二二秒一六六一
東経 一四一度二七分三七秒四九二四

の地点 北緯 四〇度三六分二二秒一四七三
東経 一四一度二七分三七秒七五七二

の地点 北緯 四〇度三六分二二秒一〇一一
東経 一四一度二七分三八秒一四五〇

の地点 北緯 四〇度三六分二二秒〇七九六
東経 一四一度二七分三八秒五五二五

の地点 北緯 四〇度三六分二二秒〇七四一
東経 一四一度二七分三八秒九六一二

の地点 北緯 四〇度三六分二二秒〇八五三
東経 一四一度二七分三九秒三六九三

の地点 北緯 四〇度三六分二二秒一一三〇
東経 一四一度二七分三九秒七七六五

の地点 北緯 四〇度三六分二二秒一五七三
東経 一四一度二七分四〇秒一八〇九

の地点 北緯 四〇度三六分二二秒二一一八二
東経 一四一度二七分四〇秒五八一七

の地点 北緯 四〇度三六分二二秒二九五一一
東経 一四一度二七分四〇秒九二五五

の地点	東經	一四一度二七分四〇秒九七七八
の地点	北緯	四〇度三六分二二秒三八八三
の地点	東經	一四一度二七分四一・一秒三六七八
の地点	北緯	四〇度三六分二三秒四九六五
の地点	東經	一四一度二七分四一・一秒七五一一
の地点	北緯	四〇度三六分二三秒八三三七
の地点	東經	一四一度二七分四二・一秒七四四四
の地点	北緯	四〇度三六分二二秒〇九〇一
の地点	東經	一四一度二七分四三・一秒六二〇七
の地点	北緯	四〇度三六分二二秒〇五五八
の地点	東經	一四一度二七分四〇・一秒五五六七
の地点	北緯	四〇度三六分一七秒五七〇八
の地点	東經	一四一度二七分四一・一秒六八八一
の地点	北緯	四〇度三六分一六秒八四八三
の地点	東經	一四一度二七分四四・一秒九七三五
の地点	北緯	四〇度三六分一四秒六〇六五
の地点	東經	一四一度二七分四四・一秒二二三一
の地点	北緯	四〇度三六分一五秒四四六四
の地点	東經	一四一度二七分四〇・一秒五一一五

の地点 北緯 四〇度三六分一六秒九一五〇
 東經 一四一度二七分四〇・一秒〇八七五
 ②①の地点 北緯 四〇度三六分二〇秒五四三〇
 東經 一四一度二七分三九秒〇八六七
 ②②の地点 北緯 四〇度三六分二三秒〇三一九
 東經 一四一度二七分三七秒八五九四
 3 面積
 一八、九七四・二二平方メートル

青森県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年七月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	1	道路の種類	路線名	変更にの区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
	後					前			
	国 道	一〇四号		三戸郡田子町大字石亀字亀ノ下八三から三戸郡田子町大字石亀字八百刈三五まで		二四・五〇メートルまで	一七三・四〇メートル		

青森県告示第三百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年七月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 一〇四号	三戸郡田子町大字石亀字亀ノ下八三から 三戸郡田子町大字石亀字八百刈三五まで	平成三・六・二

青森県告示第百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前 ハウスブラス確認検査株式会社	東京都港区浜松町二丁目四の一	同上	平成二十二年五月三十一日
変更後	東京都港区芝五丁目三三の七	同上	

公 告

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長田村政雄から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十二年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 争議行為の目的
二〇一〇年組合要求の前進及び実現
- 二 争議行為をなす日時
平成二十二年六月四日午前零時以降妥結に至るまでの期間
- 三 争議行為をなす場所
八戸赤十字病院の全職場又は一部
- 四 争議行為の概要
右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
- 二 除雪グレーダ（四・〇メートル級） 二台
- 三 納入期限
平成二十二年十二月十日（うち一台は平成二十二年十一月十五日）
- 三 納入場所
入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成二十二年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、

平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成二十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十二年六月二十八日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九九

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十二年七月十四日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とす

る。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Two (2) Snow Removal Motor Graders (Blade length 4.0 meters class)

2 Time limit for tender:

14 July, 2010 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Account Management Division
Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9099

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 トヤマ農材株式会社

二 代表者の氏名 對馬 葉子

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字城東北四丁目一の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一四九二〇号

五 取消年月日 平成二十二年五月十日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、とび・土工、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年五月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社堀建設

二 代表者の氏名 堀切川 俊作

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町堀ノ内二二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一五三七二号

五 取消年月日 平成二十二年五月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社TMS

二 代表者の氏名 畠山 加苗子

三 主たる営業所の所在地 十和田市東二十一番町三六の四五

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第五〇〇四一六号

五 取消年月日 平成二十二年五月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社青南工業

二 代表者の氏名 小向 卓助

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町一川目一丁目三三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九) 第八九八四号

五 取消年月日 平成二十二年五月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根、板金、熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 沢端工業株式会社

二 代表者の氏名 沢端 幸男

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字赤沼字下平二六三の一〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七) 第一三六九六号

五 取消年月日 平成二十二年五月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年四月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年一月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月二日

下北地域県民局長 佐 藤 仁

位 置	延 長 幅	員	指 定 年 月 日

のむつ市
苦生町二丁目二六五

ル四八・〇一メートル

六・一〇メートル

平成
三・五三

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭